

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則

(貸付け)

第一条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号。以下「政令」という。）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令第一条第一項に規定する者に限る。）、これらの者の組織する団体及び政令第一条第二項に規定する者、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定中小企業者並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「農林漁業者新事業創出法」という。）第十条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者（以下「林業従事者等」という。）に対して林業・木材産業改善資金を貸し付ける。

2 県は、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対して当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を貸し付ける。

(貸付金の内容、限度額、償還期間等)

第二条 県及び融資機関の貸し付ける林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）は、法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（農工商等連携促進法第十三条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項の規定により林業・木材産業改善措置とみなされる措置を含む。以下「林業・木材産業改善措置」という。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 造林に必要な資金
- 三 立木の取得に必要な資金
- 四 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- 五 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権

利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

六 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

七 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金

八 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

九 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金

十 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

十一 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

十二 前各号に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用（林業・木材産業改善措置の実施に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

2 貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために特に必要があるとき、知事が別に定める額とする。

3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年以内（次に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては、十二年以内（第九号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては、十五年以内））とする。

一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第一項及び第七項の同意（同法第八条の三第一項及び第三項の変更の同意を含む。）を得た同法第八条第一項に規定する山村振興計画に記載された同条第六項第一号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源

活用型地域活性化事業を実施するのに必要な資金

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金

三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第二項各号に掲げる者を含む。）が当該認定に係る同条第一項に規定する事業計画に従つて同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な資金

四 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する特定増殖事業計画に従つて同法第二条第三項に規定する特定増殖事業を実施するのに必要な資金

五 農工商等連携促進法第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する農工商等連携事業計画に従つて実施される農工商等連携促進法第二条第四項に規定する農工商等連携事業を実施するのに必要な資金

六 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含み、当該認定を受けた者又は当該法人が同法第二条第三項に規定する農業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。）が当該認定に係る同法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画に従つて同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金

七 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する木材製造高度化計画に従つて同法第二条第三項に規定する木材製造の高度化を実施するのに必要な資金

八 農林漁業者新事業創出法第五条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者が団体である場合におけるその構成員等及び当該認定を受けた者に係る同条第四項第二号に掲げる措置を行う農林漁業者新事業創出法第六条第三項に規定する促進事業者を含む。）が当該認定に係る農林漁業者新事業創出法第五条第一項に規定する総合化事業計画に従つて行われる農林漁業

者新事業創出法第三条第四項に規定する総合化事業（農林漁業者新事業創出法第五条第四項第二号に掲げる措置を含む。）を行うのに必要な資金

九 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第一百五十三号）第三条第一項に規定する資金

4 貸付金の据置期間は、三年以内（前項第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては、五年以内）とする。

（借受資格）

第三条 貸付金の貸付けを受ける資格を有するものは、次に掲げる林業従事者等とする。

一 林業従事者たる個人

二 木材産業に属する事業を営む者（資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百人）以下の会社若しくは個人に限る。）

三 前二号に掲げる者の組織する団体

四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

五 農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者

六 農林漁業者新事業創出法第五条第一項の認定に係る同項に規定する総合化事業計画に従つて同条第四項第二号に掲げる措置を行う農林漁業者新事業創出法第六条第三項に規定する促進事業者

2 前項第三号に規定するものうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものとする。

一 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つていゝるものであること。

二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する事項を定めた規程等を有すること。

(貸付資格の認定)

第四条 貸付金の貸付資格の認定を受けようとするものは、貸付資格認定申請書(第一号様式)に法第七条第一項(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画(以下「改善計画」という。)を記載した書面(以下「改善計画書」という。)を添え、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の貸付資格認定申請書の提出があつたときは、速やかに法第八条(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当するかどうかを審査し、貸付金の貸付資格の認定を行うことを適当と認めるときは、貸付金の貸付資格の認定を行うものとする。

3 知事は、貸付金の貸付資格の認定をしたときは貸付資格認定書(第二号様式)により当該申請者に通知するものとし、貸付金の貸付資格の認定をしないう旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(県による貸付け)

第五条 県から直接林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、前条第一項の貸付資格認定申請書を提出する際、併せて貸付申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の貸付申請書の提出があつたときは、速やかに前条第二項の審査と一体的に審査し、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うことを適当と認めるときは、林業・木材産業改善資金の貸付けの決定を行うものとする。

3 知事は、前条第三項の通知に併せて、前項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けの決定をしたときは貸付決定通知書(第四号様式)により当該申請者に通知するものとし、林業・木材産業改善資金の貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

4 林業・木材産業改善資金の貸付けの決定の通知を受けて県から直接林業・木材産業改善資金の貸付けを受けるもの(以下「県からの借受者」という。)は、借用証書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

5 県からの借受者(政令第五条各号に掲げる者を除く。)は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。この場合において、知事は、林業・

木材産業改善資金に係る債権を保全するため必要があるときは、当該県からの借受者に対し、担保又は連帯保証人の追加又は変更を求めることがある。

6 前項の連帯保証人の保証債務には、第十五条第一項及び第二項に規定する違約金を含むものとする。

（融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け）

第六条 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、借入申込書（第六号様式）を融資機関に提出するとともに、当該借入申込書の写しを添え、第四条第一項に定めるところにより、貸付資格認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、第四条第三項に定めるもののほか、貸付金の貸付資格の認定の審査の結果を当該申込者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、県貸付金貸付申請書（第七号様式）に第一項の借入申込書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の県貸付金貸付申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の貸付けを行うことを適当と認めるときは、県貸付金の貸付けの決定を行うものとする。

5 知事は、前項の規定により県貸付金の貸付けの決定をしたときは県貸付金貸付決定通知書（第八号様式）により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の県貸付金貸付決定通知書による通知を受けたときは借受者貸付決定通知書（第九号様式）により当該申込者に通知し、県貸付金の貸付けをしない旨の決定の通知を受けたときは林業・木材産業改善資金の貸付けをしない旨を当該申込者に通知しなければならない。

7 融資機関は、県貸付金の支払を受けようとするときは、県貸付金支払請求書（第十号様式）及び県貸付金借用証書（第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還日に係る貸付けの条件は、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林

業・木材産業改善資金の貸付けの条件と同一であるものとする。

9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの決定の通知を受けて融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けるもの（以下、「融資機関からの借受者」という。）との林業・木材産業改善資金の貸付けに係る契約を借受者借用証書（第十二号様式）により行わなければならない。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行わなければならない。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として当該貸付けに係る債権以外の融資機関からの借受者に対する債権に係る償還の条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

一 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

二 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

13 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしななければならない。

（貸付資格認定の取消し）

第七条 知事は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が改善計画を達成する見込みがなくなつたと認めるときは、当該改善計画に係る貸付金の貸付資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、貸付金の貸付資格の認定を取り消したときは、その旨を当該借受者（当該借受者が融資機関からの借受者である場合にあつては、当該融資機関からの借受者及び融資機関）に通知するものとする。

（事業の完了及び事業完了報告）

第八条 県からの借受者又は融資機関からの借受者は、林業・木材産業改善資金の交付後三箇月以内（三箇月以内に完了することが見込まれない事業にあつては、当該改善計画書における当該事業の完了までの期間内）に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく

困難であると認められる場合には、知事は、申請に基づいて当該期間を延長することができる。

2 知事は、前項の規定により事業の完了に係る期間の延長をしたときは、その旨を当該借受者（当該借受者が融資機関からの借受者である場合にあつては、当該融資機関からの借受者及び融資機関）に通知するものとする。

3 県からの借受者又は融資機関からの借受者は、事業完了後三十日以内に事業完了報告書（第十三号様式）に知事が別に定める事業実施報告書を添え、林業・木材産業改善資金の貸付けを行った知事又は林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（以下「貸付機関」という。）に提出しなければならない。

4 融資機関は、前項の事業完了報告書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金事業完了報告書（第十四号様式）に同項の事業実施報告書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

（監督）

第九条 知事は、県からの借受者又は融資機関からの借受者に対し、次に掲げる処理をとることがある。

一 資金の用途、事業実施状況並びに施設、機械及び器具の管理、利用状況等に関し報告を徴し、又は調査をすること。

二 前号の報告又は調査の結果著しく不相当と認められる場合において、必要な変更等の勧告をすること。

（償還方法）

第十条 貸付金の償還方法は、貸付金の償還期間が一年以内のものにあつては一時払、その他の貸付金にあつては償還期間のうち据置期間経過後の期間において均等年賦払の方法によるものとする。ただし、県からの借受者又は融資機関からの借受者は、いつでも繰上償還をすることができる。

（償還方法の変更）

第十一条 貸付金の償還方法の変更（前条ただし書、第十三条、第十四条及び第十六条の規定に該当することによる貸付金の償還方法の変更を除く。）を申請しようとする県からの借受者又は融資機関からの借受者は、償還方法変更申請書（第十五号様式）を当該貸付けを行った貸付機関に提出しなければならない。

らない。

2 知事は、前項の償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸付金の償還方法の変更を行うことを適当と認めるときは、貸付金の償還方法の変更の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付金の償還方法の変更の決定をしたときは償還方法変更決定通知書（第十六号様式）により当該県からの借受者に通知するものとし、貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定をしたときはその旨を当該県からの借受者に通知するものとする。

4 融資機関は、第一項の償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金償還方法変更申請書（第十七号様式）に当該償還方法変更申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の県貸付金償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の償還方法の変更を行うことを適当と認めるときは、県貸付金の償還方法の変更の決定を行うものとする。

6 知事は、前項の規定により県貸付金の償還方法の変更の決定をしたときは県貸付金償還方法変更決定通知書（第十八号様式）により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

7 融資機関は、前項の県貸付金償還方法変更決定通知書による通知を受けたときは償還方法変更決定通知書により当該融資機関からの借受者に通知し、県貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定の通知を受けたときは貸付金の償還方法の変更をしない旨を当該融資機関からの借受者に通知しなければならない。

（任意の繰上償還の申出）

第十二条 第十条ただし書の規定により繰上償還をしようとする県からの借受者又は融資機関からの借受者は、繰上償還申出書（第十九号様式）を当該貸付けを行った貸付機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の繰上償還申出書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金繰上償還申出書（第二十号様式）に当該繰上償還申出書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第十三条 県からの借受者又は融資機関からの借受者は、事業の実施の結果、貸付金に余剰が生じた場合には、速やかに繰上償還をしなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還により貸付金の償還金を受領したときは、速やかに県貸付金繰上償還申出書を知事に提出しなければならない。

(期限前償還)

第十四条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第十条の規定にかかわらずいつでも貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすることがある。

一 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

二 貸付金の償還金の支払を怠ったとき。

三 貸付申請書その他貸付機関に提出する書類に虚偽の記載をしたとき。

四 貸付金の貸付資格の認定を取り消されたとき。

五 第九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は勧告に従わなかったとき。

六 貸付金の貸付けの条件に違反したとき。

2 前条第二項の規定は、融資機関が前項の規定による期限前償還により貸付金の償還金を受領した場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも県貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすることがある。

一 県貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

二 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（融資機関からの借受者による貸付金の償還を第十六条第一項の規定により支払の猶予をしていたことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

三 第六条第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 県貸付金の貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十五条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が支払期日に貸付金の償還金又は前条第一項の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

2 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が前条第一項第一号又は第三号に該当することについて当該借受者の故意が認められる場合において、同項の規定により期限前償還の請求をするときは、当該請求に係る貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る貸付金の貸付けを受けた日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

3 融資機関は、融資機関からの借受者から違約金を徴収したときは、速やかに県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日までに行っていないときは、この限りでない。

4 知事は、融資機関が支払期日に県貸付金の償還金又は前条第三項の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、融資機関からの借受者による貸付金の償還を次条第一項の規定により支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、当該支払期日の翌日から当該融資機関からの借受者による融資機関への支払の当日までの日数を当該違約金の計算に係る日数から控除する。

5 知事は、融資機関が前条第三項第一号に該当することについて当該融資機関の故意が認められる場合において、同項の規定により期限前償還の請求をするときは、当該請求に係る県貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る県貸付金の貸付けを受けた日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

(支払の猶予)

第十六条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が次の各号のいずれかに該当し、貸付金の償還が著しく困難であると認めるときは、第十条の規定にかかわらず、申請に基づき、その償還金の一部又は全部の支払の猶予をすることがある。

一 県からの借受者又は融資機関からの借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人を含む。）が、災害を受けた場合

二 県からの借受者又は融資機関からの借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷があつた場合

- 2 前項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予を申請しようとするものは、支払猶予申請書（第二十一号様式）にその理由を証する書類を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに当該貸付けを行った貸付機関に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸付金の償還金の支払の猶予をすることを適当と認めるときは、貸付金の償還金の支払の猶予の決定を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予の決定をしたときは支払猶予決定通知書（第二十二号様式）により当該申請者に通知するものとし、貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。
- 5 融資機関は、第二項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金支払猶予申請書（第二十三号様式）に当該支払猶予申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の県貸付金支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の償還金の支払の猶予をすることを適当と認めるときは、県貸付金の償還金の支払の猶予の決定を行うものとする。
- 7 知事は、前項の規定により県貸付金の償還金の支払の猶予の決定をしたときは県貸付金支払猶予決定通知書（第二十四号様式）により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。
- 8 融資機関は、前項の県貸付金支払猶予決定通知書による通知を受けたときは支払猶予決定通知書により当該申請者に通知し、県貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定の通知を受けたときは貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨を当該申請者に通知しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 県は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、第九条の規定による処理、償還方法の変更の決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を青森県森林組合連合会に委託することができる。

（書類の経由）

第十八条 この規則により知事に提出する書類（融資機関が知事に提出する書

類を除く。)は、全て所轄の地域県民局長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和二年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金についての第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「十年以内」とあるのは「十三年以内」と、「十二年以内（）」とあるのは「十五年以内（第一号、第三号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内、）」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同条第四項中「三年」とあるのは「六年」と、「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」とあるのは「前項第一号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては五年以内、同項第五号及び第八号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。
- 3 第二条第三項第二号に掲げる資金であつて森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十七条第四項に規定する林業経営者に対して貸し付けるものについての第二条第三項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

第1号様式（第4条、第5条、第6条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名



林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項（第12条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

- 注1 林業・木材産業改善措置に関する計画を記載した書面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第4条関係）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定書

指令第 号

申請者 住 所
氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあつた林業・木材産業改善資金の貸付資格については、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第7条第1項（第12条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定により認定する。

年 月 日

青森県知事



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名



林業・木材産業改善資金貸付申請書

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

償 還 期 間	据 置 期 間	資金交付希望日	貸 付 け の 対 象 と な る 事 業		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	印	連帯保証人	住 所	氏 名

担保物件の有無	担保物件の内容
有・無	

償 還 計 画															
償 還 月 日	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

申 請 者 の 概 要	
主たる事業所(場)の所在地 事業開始の時期(又は設立の時期) 事業の概要 資本金の額又は出資の総額 常時使用する従業員数	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた林業・木材産業改善資金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸 付 金 額	貸付決定年月日	貸付決定番号
千円	年 月 日	

償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額	摘 要
	第 1 回	年 月 日	千円	
	第 2 回	年 月 日	千円	
	第 3 回	年 月 日	千円	
	第 4 回	年 月 日	千円	
	第 5 回	年 月 日	千円	
	第 6 回	年 月 日	千円	
	第 7 回	年 月 日	千円	
	第 8 回	年 月 日	千円	
	第 9 回	年 月 日	千円	
	第 10 回	年 月 日	千円	
	第 11 回	年 月 日	千円	
	第 12 回	年 月 日	千円	
	第 13 回	年 月 日	千円	
	第 14 回	年 月 日	千円	
	第 15 回	年 月 日	千円	
計		千円		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式 (第5条関係)
(表)

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金借用証書

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借入金額	千円
資金の内容	
資金の用途	
利率	無利子

2 償還計画

償還方法	償還期日		償還金額	摘要
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	
	第13回	年 月 日	千円	
	第14回	年 月 日	千円	
	第15回	年 月 日	千円	
計		千円		

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。については、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事

殿

借受者 住所

氏名

㊟

連帯債務者 住所

氏名

㊟

連帯保証人 住所

氏名

㊟

注1 借受者、連帯債務者及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録済のものとし、かつ、印鑑証明書を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、青森県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申立て、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (9) 乙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し、事業完了報告書を提出する。なお、共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

- 2 乙は、この資金の貸付けの対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、乙の連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは乙の物上保証人（乙以外の者であつて、別に締結する担保権設定契約に基づき、この借入金債務の担保を提供したものをいう。以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産又は事業の状況に著しい変動を生じ、又は生じるおそれのある場合

(調査)

第4条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の職員が、担保物件への立入り等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
- 3 乙は、第1条第1号、第3号又は第9号の規定により貸付金の期限前償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負う。

- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。
- 3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に基づき、甲の指定した資産を借入金債務の担保として提供する。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定代位者の変動等)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は据置期限の変更を行つても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

融資機関の代表者 殿

申込者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名



林業・木材産業改善資金借入申込書

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

償 還 期 間	据 置 期 間	資金交付希望日	貸 付 け の 対 象 と な る 事 業		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	印	連帯保証人	住 所	氏 名

担保物件の有無	担保物件の内容	独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証の有無
有・無		有・無

償 還 計 画															
償 還 月 日	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目	11 年 目	12 年 目	13 年 目	14 年 目	15 年 目
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

申 込 者 の 概 要	
主たる事業所(場)の所在地 事業開始の時期(又は設立の時期) 事業の概要 資本金の額又は出資の総額 常時使用する従業員数	

資金の過去の借入状況	借入年度	貸付決定番号	資金の使途	総事業費	借入額	現在の償還残額
				千円	千円	千円
				千円	千円	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を実施するため、林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けを受けたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

- 注1 林業従事者等から提出のあつた林業・木材産業改善資金借入申込書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあつた林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第4項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸 付 金 額
千円

貸付決定年月日	貸付決定番号
年 月 日	

償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額	摘 要
	第 1 回	年 月 日	千円	
	第 2 回	年 月 日	千円	
	第 3 回	年 月 日	千円	
	第 4 回	年 月 日	千円	
	第 5 回	年 月 日	千円	
	第 6 回	年 月 日	千円	
	第 7 回	年 月 日	千円	
	第 8 回	年 月 日	千円	
	第 9 回	年 月 日	千円	
	第 10 回	年 月 日	千円	
	第 11 回	年 月 日	千円	
	第 12 回	年 月 日	千円	
	第 13 回	年 月 日	千円	
	第 14 回	年 月 日	千円	
	第 15 回	年 月 日	千円	
計		千円		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

年 月 日付で申込みのあつた林業・木材産業改善資金の貸付けについて、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第6項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

借 受 者	
連 帯 保 証 人	
連 帯 債 務 者	

資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	

貸 付 金 額	貸付決定年月日	貸付決定番号
千円	年 月 日	

償 還 方 法	償 還 期 日		償 還 金 額	摘 要
	第 1 回	年 月 日	千円	
第 2 回	年 月 日	千円		
第 3 回	年 月 日	千円		
第 4 回	年 月 日	千円		
第 5 回	年 月 日	千円		
第 6 回	年 月 日	千円		
第 7 回	年 月 日	千円		
第 8 回	年 月 日	千円		
第 9 回	年 月 日	千円		
第 10 回	年 月 日	千円		
第 11 回	年 月 日	千円		
第 12 回	年 月 日	千円		
第 13 回	年 月 日	千円		
第 14 回	年 月 日	千円		
第 15 回	年 月 日	千円		
	計	千円		

その他の貸付条件	(物的担保) (独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証) (その他)
----------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、
青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第7項の規定により、下記のとおり支払を請求します。

記

支払請求額 _____ 千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式（第6条関係）
（表）

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借入金額	千円
資金の内容	
資金の用途	
利率	無利子

2 償還計画

償還方法	償還期日		償還金額	摘要
	第1回	年 月 日	千円	
第2回	年 月 日	千円		
第3回	年 月 日	千円		
第4回	年 月 日	千円		
第5回	年 月 日	千円		
第6回	年 月 日	千円		
第7回	年 月 日	千円		
第8回	年 月 日	千円		
第9回	年 月 日	千円		
第10回	年 月 日	千円		
第11回	年 月 日	千円		
第12回	年 月 日	千円		
第13回	年 月 日	千円		
第14回	年 月 日	千円		
第15回	年 月 日	千円		
	計	千円		

上記のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。ついては、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

融資機関 住所
名称及び代表者の氏名



注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金(県貸付金)と同額を、_____ (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。
- (8) 乙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上げ償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず、甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良し、造成し、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号又は第8号の規定により県貸付金の期限前償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る県貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に依り当該請求に係る県貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入れ)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(管轄裁判所)

第11条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第12号様式（第6条関係）
（表）

収入印紙
添付欄

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借入金額	千円
資金の内容	
資金の用途	
利率	無利子

2 償還計画

償還方法	償還期日		償還金額	摘要
	第1回	年 月 日	千円	
第2回	年 月 日	千円		
第3回	年 月 日	千円		
第4回	年 月 日	千円		
第5回	年 月 日	千円		
第6回	年 月 日	千円		
第7回	年 月 日	千円		
第8回	年 月 日	千円		
第9回	年 月 日	千円		
第10回	年 月 日	千円		
第11回	年 月 日	千円		
第12回	年 月 日	千円		
第13回	年 月 日	千円		
第14回	年 月 日	千円		
第15回	年 月 日	千円		
	計	千円		

上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。については、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

借受者 住所
氏名 ④

連帯債務者 住所
氏名 ④

連帯保証人 住所
氏名 ④

注1 借受者、連帯債務者及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録済のものとし、かつ、印鑑証明書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県林業・木材産業改善資金借受者借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、_____（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申立て、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (9) 乙が青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認められたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し、事業完了報告書を提出する。なお、共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

- 2 乙は、この資金の貸付けの対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、乙の連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは乙の物上保証人（乙以外の者であつて、別に締結する担保権設定契約に基づき、この借入金債務の担保を提供したものをいう。以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産又は事業の状況に著しい変動を生じ、又は生じるおそれのある場合

(調査)

第4条 乙は、甲及び青森県の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲及び青森県の職員が、担保物件への立入り等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
- 3 乙は、第1条第1号、第3号又は第9号の規定により貸付金の期限前償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負う。

- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。
- 3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に基づき、甲の指定した資産を借入金債務の担保として提供する。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定代位者の変動等)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は据置期限の変更を行つても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

年 月 日

貸付機関の代表者 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

林業・木材産業改善資金事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、別添事業実施報告書のとおり事業を完了したので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	借受金額
	年 月 日		年 月 日	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金県貸付金事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、林業・木材産業改善資金貸付業務を完了したので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	貸付金額	貸付実行日
	年 月 日		千円	年 月 日

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

貸付機関の代表者 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名



林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、償還方法の変更をしたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更理由

--

3 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	千円	千円	
2	年 月 日	千円	千円	
3	年 月 日	千円	千円	
4	年 月 日	千円	千円	
5	年 月 日	千円	千円	
6	年 月 日	千円	千円	
7	年 月 日	千円	千円	
8	年 月 日	千円	千円	
9	年 月 日	千円	千円	
10	年 月 日	千円	千円	
11	年 月 日	千円	千円	
12	年 月 日	千円	千円	
13	年 月 日	千円	千円	
14	年 月 日	千円	千円	
15	年 月 日	千円	千円	

(変更後)

償還期間		据置期間	償還方法	
年		年		
回	償還期日	償還金額	残高	
1	年 月 日	千円	千円	
2	年 月 日	千円	千円	
3	年 月 日	千円	千円	
4	年 月 日	千円	千円	
5	年 月 日	千円	千円	
6	年 月 日	千円	千円	
7	年 月 日	千円	千円	
8	年 月 日	千円	千円	
9	年 月 日	千円	千円	
10	年 月 日	千円	千円	
11	年 月 日	千円	千円	
12	年 月 日	千円	千円	
13	年 月 日	千円	千円	
14	年 月 日	千円	千円	
15	年 月 日	千円	千円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

貸付機関の代表者（貸付機関が
融資機関の場合にあつては、住
所、名称及び代表者の氏名）

印

林業・木材産業改善資金償還方法変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第2項（第7項）の規定により、下記のとおり償還方法の変更の決定をしたので通知します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更内容
(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、償還方法の変更をしたいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更理由

3 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

融資機関の代表者 殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金県貸付金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第5項の規定により、下記のとおり償還方法の変更の決定をしたので通知します。

記

1 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高
	年 月 日		千円	千円	千円

2 変更内容

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

貸付機関の代表者 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名



林業・木材産業改善資金繰上償還申出書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、繰上償還したいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 千円

2 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

3 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

4 繰上償還理由

5 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還申出書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、繰上償還したいので、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第2項（第13条第2項、第14条第2項において準用する同規則第13条第2項）の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 千円

2 借り受けている資金

借受者の氏名又は名称	貸付決定年月日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
	年 月 日		千円	千円	千円

3 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

4 繰上償還理由

--

5 償還計画

(変更前)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	償還期日	償還金額	残高		
1	年 月 日	千円	千円		
2	年 月 日	千円	千円		
3	年 月 日	千円	千円		
4	年 月 日	千円	千円		
5	年 月 日	千円	千円		
6	年 月 日	千円	千円		
7	年 月 日	千円	千円		
8	年 月 日	千円	千円		
9	年 月 日	千円	千円		
10	年 月 日	千円	千円		
11	年 月 日	千円	千円		
12	年 月 日	千円	千円		
13	年 月 日	千円	千円		
14	年 月 日	千円	千円		
15	年 月 日	千円	千円		

注1 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第2項の規定による場合にあつては、借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金繰上償還申出書の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

年 月 日

貸付機関の代表者 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名



林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金について、支払を猶予して下さるよう、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
	第 13 回	年 月 日	千円
	第 14 回	年 月 日	千円
	第 15 回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
	第 13 回	年 月 日	千円
	第 14 回	年 月 日	千円
	第 15 回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

注1 変更理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記載すること。
 2 支払の猶予の理由を証する書類を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

殿

貸付機関の代表者（貸付機関が
融資機関の場合にあつては、住
所、名称及び代表者の氏名）

印

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第3項（第8項）の規定により、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

記

借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
	第 13 回	年 月 日	千円
	第 14 回	年 月 日	千円
	第 15 回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
	第 13 回	年 月 日	千円
	第 14 回	年 月 日	千円
	第 15 回	年 月 日	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

青森県知事 殿

融資機関 住 所
名称及び代表者の氏名



林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金県貸付金について、支払を猶予して下さるよう、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
	第 13 回	年 月 日	千円
	第 14 回	年 月 日	千円
	第 15 回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
	第 12 回	年 月 日	千円
	第 13 回	年 月 日	千円
	第 14 回	年 月 日	千円
	第 15 回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

注1 借受者から提出のあつた林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

融資機関の代表者 殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知をした林業・木材産業改善資金県貸付金について、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第6項の規定により、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

記

借受者の氏名又は名称			
借 受 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日	償 還 金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
	第13回	年 月 日	千円
	第14回	年 月 日	千円
	第15回	年 月 日	千円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。